

③農業

■具体的な施策等

- 被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等
- 被災農家経営再開支援事業
- 農業の復旧・復興に向けた金融支援
- 東日本大震災農業生産対策交付金
- 被災地域農業復興総合支援事業
- 農山漁村の6次産業化
- 環境保全型農業の取組推進
- 地域農業経営再開復興支援事業
- 農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業
- 復興ツーリズムなど地域資源を活かした被災地における交流の推進
- 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進
- 食料生産地域再生のための先端技術展開事業
- 再編強化法に基づく金融支援
- 飼料の安定供給対策の推進
- 被災地産農林水産物の消費拡大
- 農商工連携活性化支援事業

被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等					
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所					府省名
章	5 復興施策				農林水産省
節	(3)	(3)	(4)		
項	③	③	⑤		作成年月
目	(i)	(ii)	(xviii)		平成 25 年 4 月
これまでの取組み					
① 地域共同で農地・農業用水等の資源の保全管理や水路等施設の長寿命化のための活動を行う集落を支援するとともに、農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金(3次補正予算)において、被災した農地周りの水路の補修等を行う集落を支援。 平成 24 年度は、活動組織の地域共同による保全管理活動を支援するとともに、8地域協議会に対して復旧活動支援交付金による活動を支援。 ② 被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、最大3年間、利子を助成(平成 25 年3月末現在、108 地区に利子助成を実施)。 ③ 都道府県、市町村、農林水産業関係団体等の協力の下、農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入情報を被災農家等へ提供(平成 25 年3月末現在、住居約 2,000 戸、雇用約 700 人、農地約 28 市町村 350ha 分の受入情報を提供)するとともに、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受入れ可能な農山漁村とのマッチングを支援(平成 25 年3月末現在、住居 55 戸 154 名、雇用 20 農業生産法人等 30 名、農地等約 25.3ha 分の移転を支援)。 ④ 避難先等で耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を 43 地区(85 人)において実施するとともに、その他の地区においても事業着手に向け調整中(平成 25 年3月末現在)。 ⑤ 被災により経常賦課金の徴収が困難となっている土地改良区に対し、業務運営の維持に必要な資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧に対する支援を実施(24 年度は、57 土地改良区に対して支援)。					
当面(今年度中)の取組み					
① 平成 25 年度は引き続き地域共同による保全管理活動を支援するとともに、各地域協議会において集落からの申請に基づき、順次復旧活動支援交付金を交付。 ② 引き続き、土地改良事業負担金の利子を助成。 ③ 引き続き、被災農家等を受入れ可能な農山漁村の雇用、農地、住まい等に関する情報を提供し、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援。 ④ 引き続き、耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を実施。 ⑤ 引き続き、被災した土地改良区に対する支援を実施。					
中・長期的(3 年程度)取組み					
○ 引き続き、地域の実情に応じ、支援を検討。					
期待される効果・達成すべき目標					
○ 被災した農地周りの水路等の補修にきめ細やかに対応して早期復旧を図るとともに、集落を支える広域的な保全管理体制を整備しつつ、農業用施設を長寿命化。					
○ 被災地から移転した被災農家等の営農継続及び被災地における営農再開までの切れ					

目のない支援。

○ 土地改良区の機能回復及び自立的な業務運営の確保。

平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況

- ・農地・水保全管理支払交付金 746 百万円【復興特会】
- ・農家負担金軽減支援対策事業 39 百万円【復興特会】
- ・農山漁村被災者受入円滑化支援事業 18 百万円【復興特会】
- ・被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 623 百万円【復興特会】
- ・被災土地改良区復興支援事業 83 百万円【復興特会】

被災農家経営再開支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(ii)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
○ 東日本大震災による津波等の影響により、23 年度以降の農作物の生産を断念せざるを得なくなった農地等が多く発生。これらの被災農地で経営を再開するためには、ゴミ・礫の除去、農地・水路の補修等を行う必要があり、これらの取組みを共同で行う農業者に対し、経営再開のための支援金を交付することで、復旧作業を支援。その結果、24 年度では被災した農地の再生を目指す地域農業復興組合について、28 市町村において 76 の復興組合が設立し事業を実施。 (参考：23 年度では、37 市町村、119 の復興組合で事業を実施)		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、復旧作業を行う農業者に対し、経営再開のための支援金を交付。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 被害の程度が甚大な農地については、災害復旧に数年を要することから、災害復旧事業の進捗状況等を踏まえ、農業者が作付再開できるまで支援。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 平成 26 年度までに、津波等の被害により生産が困難となった農地の 16,000ha の経営再開。		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
・ 被災農家経営再開支援事業 2,149 百万円【復興特会】		

農業の復旧・復興に向けた金融支援				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(3)	(3)		
項	③	⑧		作成年月
目	(ii)	(i)		平成 25 年 4 月
これまでの取組み				
○ 震災後直ちに農協等の金融機関に対して償還猶予等の条件変更を要請。 ○ 平成23年度補正予算(1次・3次)及び平成24年度予算において、農業者向け災害復旧関係資金について、一定期間実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付け(担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)を措置(平成25年3月31日現在で 3,797 件、120,524 百万円の貸付決定)。 ○ 債権の買取り等により被災事業者の支援を行う「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(事業者支援機構)」及び各県の「産業復興機構」が設立。事業者支援機構は、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、小規模事業者、農林漁業者、医療福祉関係事業者等を重点的に支援することとされており、関係省庁やこれらの機構と連携しつつ、適切に対応。				
当面(今年度中)の取組み				
○ 平成25年度予算において、引き続き、実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより新規融資の円滑化を支援。 ○ これらのほか、債権買取りの仕組み等も適切に活用し、被災農業者等が復旧・復興の取組みを円滑に進められるよう、引き続き支援。				
中・長期的(3 年程度)取組み				
○ これまで措置した施策等が被災地において着実に活用されるように努めるとともに、被災地の復旧・復興の進捗状況を踏まえ、農業経営再建のために必要な資金調達の円滑化を支援。				
期待される効果・達成すべき目標				
○ 実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより、資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金が円滑に融通されることが期待できる。 ○ 平成25年度予算において措置した融資枠(40,500 百万円)等を目安として被災農業者等の資金調達の円滑化を目指す。				
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況				
・農業経営の復旧・復興のための金融支援 4,925 百万円【復興特会】				

東日本大震災農業生産対策交付金		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
○ 被災農業者に対する農業生産関連施設の復旧等、農業用機械等の導入等を支援（23年度第1次補正予算及び24年度当初予算）。		
当面（今年度中）の取組み		
○ 引き続き、被災農業者に対する農業生産関連施設の復旧等、農業用機械等の導入等を支援する。		
中・長期的（3 年程度）取組み		
○ 新技術の導入、品目転換の実証や契約栽培の促進等を通じて、高付加価値化、低コスト化といった産地の復興に向けた取組みを支援する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 当面、営農活動等が被災前に比べ概ね同程度以上に復旧することを目標とする。		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
・ 東日本大震災農業生産対策交付金 10,427 百万円【復興特会】		

被災地域農業復興総合支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度第 3 次補正予算及び平成 24 年度予算において、市町村が事業実施主体となり、農業用施設・機械を整備し、地域の被災農業者に無償貸与等ができるよう措置。(被災地域における農業の復興を図るため、農業用施設・機械の整備等の要望について、平成 25 年 3 月の第 5 回配分までに、岩手県 426 百万円、宮城県 27,757 百万円、福島県 3,165 百万円、茨城県 22 百万円、長野県 325 百万円を配分。)		
当面（今年度中）の取組み		
○ 平成 25 年度予算においても、市町村が事業実施主体となり、農業用施設・機械を整備し、地域の被災農業者に無償貸与等ができるよう措置。		
中・長期的（3 年程度）取組み		
○ 引き続き被災地域の農業用施設・機械の整備について支援。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 被災地域の農業の復興		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
・被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金）		

農山漁村の6次産業化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
○ 農林漁業者等の6次産業化の取組を支援するため、民間の専門家による総合的なサポートを行うとともに、新商品開発や販路開拓の取組に対する支援や、施設整備の取組に対する支援を実施。 ○ 被災地以外の地域も含めた農林漁業者、食品産業事業者等が連携し、被災地において、①農林漁業者等の雇用、②6次産業化の推進、を行う場合に、農林水産物の生産・加工施設、食品加工工場・販売施設等の整備の支援を実施。 ○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき、1344 件の事業計画を認定(25 年3月末時点)。 ○ 平成 25 年2月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A—FIVE)が設立され、6次産業化事業体に投資する 18 のサブファンドに対する出資を決定。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援。 ○ A—FIVE、サブファンドを通じて、消費者までのバリューチェーンを築く6次産業化事業体の事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 6次産業化に取り組む農林漁業者にアドバイスを行う専門家等の育成強化を図り、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、施設整備等への支援を行うとともに、農林漁業成長産業化ファンドを活用した事業拡大を促進して、6次産業の市場規模を拡大。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 5年間で全国の6次産業の市場規模を現行(1兆円)から3倍(3兆円)に拡大。		

平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況

【24 年度補正予算】

- ・6次産業化推進事業 4,000 百万円
- ・農林漁業成長産業化ファンドの拡充 10,000 百万円【産投出資】

【25 年度予算】

- ・6次産業化ネットワーク活動交付金 2,172 百万円
- ・6次産業化支援事業 1,443 百万円
- ・農林漁業成長産業化ファンドの本格始動 25,000 百万円【産投出資】
10,000 百万円【産投貸付】

環境保全型農業の取組推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)-(イ)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度から、化学肥料及び農薬の5割低減とセットで地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を実施。また、平成 24 年度から、全国共通取組の営農活動のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組も支援の対象としたところ。 ○ 平成 24 年度 of 取組状況については、取組件数 13,577 件、取組面積 45,259ha(本取組状況は、平成 25 年 1 月末時点で取りまとめた概数値)。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 環境保全型農業直接支援対策の実施等を通じ、被災地における環境保全型農業の推進を図る。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 環境保全型農業直接支援対策(23 年度～27 年度)の実施等を通じ、被災地における環境保全型農業の推進を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ エコファーマーの認定件数の維持・拡大 (平成 24 年 3 月末現在のエコファーマー認定件数(全国):216,287 件)		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
・ 環境保全型農業直接支援対策 2,644 百万円		

地域農業経営再開復興支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)-(ロ)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
○ 地域農業の本格的な復興を図るため、農家同士が復興後の地域農業のあり方や復興後の地域農業の中心となる経営体の確保等について徹底した話し合いを進めることが重要。 ○ このため、津波被害を受けた 50 市町村を対象として、集落での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体(以下「中心経営体」という。)を定めた経営再開マスタープラン(以下「プラン」という。)の作成と農地集積等の支援を行うこととし、平成 23 年度第 3 次補正予算及び平成 24 年度当初予算で地域農業経営再開復興支援事業を措置。 ○ 県毎に担当する農林水産省職員を決めて県、市町村と連携を密にし、必要に応じて国の職員が直接市町村や集落に入るなどして話し合いを推進。 ○ 農地の復旧に合わせて、平成 24 年度末時点で、プランは 38 市町村(135 地区)で作成されたところ。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 農地の出し手に対する支援である被災地域農地集積支援金について、交付単価を面積当たりから戸当たりへと見直すとともに、土地利用型以外の樹園地、野菜畑等の円滑な経営継承を交付対象に追加。これらにより、農地集積を更に推進。 ○ 被災市町村職員の業務の多くは復旧・復興に割かれ、プラン作りのためのマンパワーが不足している状況を改善するため、平成 25 年度から地域事情に詳しい JA や普及員の OB 等を推進員として設置する活動を支援(人・農地問題解決推進事業)し、地域における推進体制を強化。 ○ 経営体育成支援事業を適切なプランを作成した地域向けのものとして再編するなど、プラン作成メリットを強化。 ○ プランの作成及びその後の定期的又は随時の見直しが進められるよう、各地の先進的な取組事例を紹介するとともに、各都道府県毎に担当する農林水産省職員を決めて都道府県、市町村と連携を密にし、必要に応じて国の職員が直接市町村や集落に入り、話し合いを推進。 ○ プランを作成した市町村においては、これをベースにして、中心経営体への農地集積の取組、経営再開に向けた経営能力向上の取組及び農業法人等が被災農業者を雇用し研修する取組(被災者向け農の雇用事業)等を推進。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 地域の農業をめぐる状況の変化に応じ、適切なプランへの見直しを推進。また、中心経営体への農地集積や中心経営体の経営能力の向上等、プランの実現に向けた支援の継続を検討。 ○ 復旧工事(除塩等)と圃場整備事業(排水改善や大区画化)の実施に併せてプランの		

検討がなされるが、復旧工事等が平成 26 年度以降になる地区も少なくないため、平成 26 年度以降も継続して、プラン作成を支援できるよう検討。
期待される効果・達成すべき目標
○ 事業対象の市町村のうちプラン作成意向のある全ての市町村(42 市町村)において、復興後の地域農業のあり方や中心経営体を定めたプランを作成。 ○ 当該プランに基づき、中心経営体への農地集積の取組や被災者向け農の雇用事業等の取組を実施し、中心経営体を核とした地域農業の復興を実現。
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況
・地域農業経営再開復興支援事業 1,142 百万円【復興特会】 ・被災者向け農の雇用事業 188 百万円【復興特会】 ・人・農地問題解決推進事業 1,109 百万円

農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iii)-(ハ)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度第 3 次補正予算及び平成 24 年度予算において、農村高齢者に新たな活動・就労の場を提供する観点から、農村高齢者による技術指導の下で仮設住宅入居者等（高齢者や女性を含む）が農作業を行う取組を支援。（平成 25 年 3 月末までに延べ 26 地区（岩手県 2 地区、宮城県 12 地区、福島県 12 地区）において実施。） ※事業は 24 年度までで終了		
当面（今年度中）の取組み		
—		
中・長期的（3 年程度）取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
—		

復興ツーリズムなど地域資源を活かした被災地における交流の推進						
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所						府省名
章	5 復興施策					農林水産省
節	(3)	(3)	(3)	(3)		
項	③	③	⑥	⑥		作成年月
目	(iii)-(ハ)	(vi)	(ii)	(iii)		平成 25 年 4 月
これまでの取組み						
○ 平成 23 年度は、「食と地域の交流促進対策交付金」を活用し、農業経営の多角化などに向け、豊かな地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムなどの取組（高齢者や女性による取組を含む）を支援するとともに、平成 23 年度第3次補正予算において「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業」を創設し、平成 23 年度は約3万人が復興ボランティアに参加。平成 24 年度は、引き続き「食と地域の交流促進対策交付金」による取組を支援したほか、「ふるさとふれあいプロジェクト」を展開し、ボランティア希望者のニーズと被災農山漁村におけるニーズとのマッチングを実施。						
当面（今年度中）の取組み						
○ 平成 25 年度は、「都市農村共生・対流総合対策交付金」において、集落が市町村・NPO 等多様な主体と連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手作り活動について、女性を含む外部人材の活用や活動拠点施設の補修等を通じて、総合的に整備。また、「ふるさとふれあいプロジェクト」を通じたボランティア希望者と農山漁村のニーズとのマッチングの取組の支援を予定。						
中・長期的（3 年程度）取組み						
○ 農業経営の多角化などに向け、豊かな地域資源を活かした復興ツーリズムやグリーン・ツーリズムなどの取組（高齢者や女性による取組を含む）を支援するとともに、国民各層による農山漁村におけるボランティア参加を促進するため、ボランティア希望者と農山漁村におけるニーズのマッチングを支援し、『人と人との絆』を拡げていく方針。						
期待される効果・達成すべき目標						
○ 「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業」全体で、平成 25 年度までに集落型の経済活動を 20 億円創出。						
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況						
○ 都市農村共生・対流総合対策交付金 1,950 百万円						

農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進						
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所						府省名
章	5 復興施策					農林水産省
節	(1)	(3)	(3)	(3)	(4)	
項	①	③	⑩	⑪	②	作成年月
目	(ii)	(iii)	(ii)	(i)	(i)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み						
○ 農林水産省ホームページにおいて、再生可能エネルギーの発電の適地選択の参考となる情報等が閲覧できるようにした。 ○ 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」を閣議決定(第180回国会に提出、第181回国会で審議未了・廃案)。						
当面(今年度中)の取組み						
○ 農林漁業者等(高齢者や女性を含む)が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる各種の手続きや取組を総合的に支援。						
中・長期的(3 年程度)取組み						
○ 農山漁村に豊富に存在するバイオマス、水、土地などの資源を再生可能エネルギーの生産に活用し、その利益を地域に還元していくことにより地域活性化を推進。						
期待される効果・達成すべき目標						
○ エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進。						
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況						
(24年度補正予算) ・地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業 1,000百万円 (25年度予算) ・農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 165百万円						

食料生産地域再生のための先端技術展開事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(iv)	平成 25 年4月
これまでの取組み		
○ 平成 24 年度は、宮城県・岩手県との連携の下、被災地域内に「研究・実証地区」を設け、宮城県において大規模な土地利用型営農のための実証研究、いちごなど大規模施設園芸の省力化・高品質化のための実証研究、岩手県において被災地における持続的・効率的な漁業・養殖業の確立のための実証研究など 10 分野 25 課題の大規模実証研究を実施。 ○ また、研究情報の共有や相互の調整等を行う開放型研究室を宮城県・岩手県内にそれぞれ設置して、研究内容や取り組みの状況を発信。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 被災地の多様な状況に対応するため、平成 25 年度には、新たに農業・農村分野の「研究・実証地区」を岩手県及び福島県に、漁業・漁村分野の「研究・実証地区」を宮城県に設け、実証研究を拡大して展開。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 被災地での復旧・復興等の加速を図るため、実証研究を通じて個別技術の導入効果を把握し、体系化を待つことなく技術の速やかな普及を促す。また、経営体単位での技術の導入効果や経営改善効果を分析し、結果を全国に発信、成果を普及。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 平成 29 年度までに、生産コスト半減または収益率2倍の技術体系を確立することにより、先端技術を用いた被災地の農林水産業の復興を支援。		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
・食料生産地域再生のための先端技術展開事業 2,400 百万円【復興特会】		

再編強化法に基づく金融支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	③	作成年月
目	(v)	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
○ 再編強化法の特例措置に基づき、8 農協・1 漁協に対して資本増強を決定。 ・ 大船渡市農協(10,790 百万円)、ふたば農協(9,660 百万円)及びそうま農協(9,900 百万円):平成 24 年 2 月 2 日決定(同月 24 日実施) ・ 南三陸農協(1,350 百万円)、いしのまき農協(5,470 百万円)、仙台農協(10,510 百万円)、名取岩沼農協(750 百万円)、みやぎ亘理農協(1,860 百万円)及び宮城県漁協(6,680 百万円):平成 24 年 3 月 1 日決定(同月 23 日実施)		
当面(今年度中)の取組み		
○ 特例措置に基づき資本増強した農漁協系統金融機関については、復興に資する方策等が記載された信用事業強化計画の履行状況のフォローアップを実施。 ○ 再編強化法の特例措置について、農漁協系統金融機関から申請があった場合には適切に対応。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 特例措置に基づき資本増強した農漁協系統金融機関については、復興に資する方策等が記載された信用事業強化計画の履行状況のフォローアップを実施。 ○ 引き続き、再編強化法の特例措置について、農漁協系統金融機関から申請があった場合は適切に対応。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 農水産業協同組合貯金保険機構と農漁協系統金融の支援法人が一体的に資本増強を支援することにより、農漁協系統金融機関が東日本大震災の被災農漁業者の経営再開・再建への円滑な資金供給等地域における金融仲介機能を適切に発揮するとともに、被災地域の復旧・復興に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献。 (※) 信用事業強化計画に掲げられた施策の実施状況については、半期毎の信用事業強化計画の履行状況報告において、実績計数を含めて報告・公表する枠組。		
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況		
—		

飼料の安定供給対策の推進				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(3)	(4)		
項	③	⑤		作成年月
目	(vi)	(xii)		平成 25 年 4 月
これまでの取組み				
○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できる水準の飼料用穀物の備蓄数量を確保。 ○ 災害時にも飼料の安定供給を確保するための対策(例:配合飼料の保管体制、緊急時の相互融通体制の構築、災害対応の強化等)のあり方について、事業継続計画の策定状況等も含め、主要飼料メーカー等と意見交換。 ○ 飼料メーカーに対して、事業継続計画の策定状況を含む取組内容に関する調査を実施。この結果を基に、飼料関係団体に飼料の安定供給体制の確保に向けた更なる取組を促す通知を发出(平成 24 年 7 月 18 日)。				
当面(今年度中)の取組み				
○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、国による飼料穀物の備蓄数量を 35 万トンから 60 万トンに引上げ。 ○ 飼料メーカーへ发出した通知を踏まえ、飼料の安定供給体制の確保に向けた取組の状況についてフォローアップを行う。				
中・長期的(3 年程度)取組み				
○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できる水準の飼料用穀物の備蓄数量を引き続き確保。 ○ 生産者団体や飼料メーカー等に対し、飼料の安定供給体制を強化するための民間レベルでの取組みについて計画的な実施を促す。				
期待される効果・達成すべき目標				
○ 上記の取組みを通じ、飼料原料の供給が途絶するような災害等の有事にあっても、生き物である家畜の命を繋ぐことで、畜産業の存立基盤や消費者に対する畜産物の安定供給を確保する。				
平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算における予算措置状況				
・飼料穀物備蓄対策事業 1,615 百万円(平成 25 年度当初予算) 7,153 百万円(平成 24 年度補正予算)				

被災地産農林水産物の消費拡大				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(3)	(3)		
項	①	③		作成年月
目	(iii)	(vii)		平成25年4月
これまでの取組み				
○ 被災地産農林水産物・食品等を積極的に消費することによって、被災地の復興を応援するため、フード・アクション・ニッポンとも連携しつつ、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズとした取組を実施。 ○ 具体的には、被災地産農林水産物・食品等について、各府省庁はもとより、社内食堂での積極的な利用や、民間事業者による販売フェア等の取組を官民で連携して展開。 ○ 「食べて応援しよう！」の取組件数は542件。(平成25年3月末時点) ○ 「食べて応援しよう！」に賛同し、被災地産農林水産物・食品等の消費拡大に貢献した企業等に対し感謝状を授与。(平成25年3月)				
当面(今年度中)の取組み				
○ 被災地産農産物・食品等の消費拡大を促すためのマスメディアを活用したPRの実施。 ○ 民間事業者による被災地応援フェアの開催の促進、社内食堂や全府省庁の食堂での被災地産農産物・食品等の積極的利用等の取組を、官民で連携しながら引き続き推進。 ○ 特に、福島県産農林水産物等については、産地と連携し出荷時期に合わせて戦略的にPRを行う取組を、福島県と連携して実施。 ○ 「食べて応援しよう！」についての感謝状の授与を引き続き実施。				
中・長期的(3年程度)取組み				
○ 風評が払拭されるまでの間、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、被災地産農林水産物・食品等の消費を拡大する取組を推進。				
期待される効果・達成すべき目標				
○ 被災地等における農林水産物の出荷額を震災発生前と同水準に回復。				
平成24年度補正予算及び25年度予算における予算措置状況				
○ 福島産農産物等戦略的情報発信事業(24補正) 1,299百万円【復興庁計上】 ○ 福島産農産物等戦略的情報発信事業(25当初) 297百万円【復興庁計上】 ○ 農産物等消費応援事業(25当初) 126百万円【復興庁計上】				

農商工連携活性化支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	③農業	作成年月
目	(vii) 今回の震災・原発事故の被害を受けた被災地をはじめとした我が国の農林水産物等の紹介等を行い、我が国の農林水産物の信認回復と日本ブランドの再構築を図る。	平成 25 年 4 月
これまでの取組み		
○既存のイベントと連携を図りながら、関係省庁と連携し、効果的にイベントを開催し、我が国の農林水産物の信認回復と日本ブランドの再構築を図った。 ○24年度は復興に向けた農商工連携活性化支援事情実施により 42856 人を集客。24年度で事業終了。		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3 年程度)取組み		
本事業の成果を今年度以降開催される民間イベント等に還元していき、わが国の農林水産物の信頼回復と日本ブランドの再構築を目指す。		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
平成24年度補正予算及び平成25年度予算における予算措置状況		
—		